

市民代表者の市電更生共同委員会の設置を乞ふし、無罷業解決と共に東京市  
 交通政策の確立に依り将来の禍根を一掃すべし  
 右諸点を基調として市電当局は罷業を撤回し市電争議團は罷業の反國家性  
 を認識し更に組合利益主義の再批判に立ち既得労働条件を固守せず罷業を  
 即時中止すべし  
 昭和九年九月八日

維新青年隊

別記(二)

教育者へ

今回突如シマシタ市電ストライキハ市電當局者ガ無理強引ニ起シメタノデア  
 リマス、之ハ天下周知ノ事デアリマスガ其ノ強暴的彈圧案ノ内容ハ市當局ガ新  
 聞紙ヲオ等ヲ通ジテ發表シメタ如ト事實ノ計算トノ間ニハ多大ナル懸隔ガ  
 アリマス假令ハハ削減率ニ於キマシテ市當局ハ四割ニ歩ヨ公表シテ居リマス  
 ガ事實ニ於テ五割以上六割ニ達シテ居リマス  
 尙當局ハ整理手当平均貳千円ヲ破滅ニ類シタ財政カラ拮出スルト如何ニモ温情  
 的ナル言葉ヲ以テ公表ニ發表シテ居リマスガ、事實ハ全然虚偽ノ偽辯デ、整理  
 手当ト称スルモノハ、吾々ノ財政ノ一部デ有リ、退職ノ場合ハ電氣局トシテハ  
 當然支拂フベキ性質ノモノデ吾々ニハ受取ル権利ガアルノデス  
 何故ナラバト申シマス、當局ノ發表スル所謂整理手当ナルモノハ、吾々ガ入局  
 スルト同時ニ共有組合ニ加入セシメ月一円數十銭ノ積立金ヨ出サレメソレガ  
 退職手当トナルノデス  
 カヨウナ次第デ當局ノ發表ハ常ニ自己ノ立場ヲ辯護スル事ヲ第一義トシ、市民  
 ノ同情ヲヨリヨク遂行セントシテ居ルノデス、貴校、校長殿ヲ始メ職員脚一統操ニ  
 備テ右ニ述ベマシタ、理由ノ帰結トシテ、貴校、校長殿ヲ始メ職員脚一統操ニ  
 ソレハ、吾々ノ生活ハ最早死線上ヲ、ホウカイ、シテ居リマス  
 モシ此ノ正義行動タル罷業ニ敗北シメシタラ、日給一円ニ十五銭トナルノデス  
 ソウナリマス、前途ノ生涯ハ暗黒タルモノデ、如何ニ法律的義務ノアル支拂デ  
 モ出来セシ  
 就中、親トシテハ子供ノ最高教育迄望ム事ハ當然デ有リマスガ、前述ノ様ナ月  
 三十七八円ノ収入ニ於テハ望ム處ハ過力義務教育費タリトモ支拂フ事ハ困難ナ